

○ 西いぶり広域連合選挙事務取扱規程

〔平成12年3月28日
選管規程第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法その他の法令に基づき、西いぶり広域連合選挙管理委員会が所管すべき選挙に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規程の準用)

第2条 この規程の施行については、室蘭市選挙事務取扱規程（昭和63年室蘭市選挙管理委員会規程第2号）の例による。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。